

平成 28 年度の寄附状況をお知らせします !!

平成 28 年度にふるさと納税で納めていただいた寄附は 3 月 15 日現在で、9,641,000 円 (541 件) です。ご協力ありがとうございました。

また、みなさんから寄せいただいた寄附は、指定された事業に有効に活用させていただきます。

※寄附状況は、本人の承諾によりお名前と居住地（都道府県名）を公表することとなっております。平成 28 年度は多くの方に寄附をいただきましたので、誠に勝手ながら、町公式ホームページ (<http://www.town.kurate.lg.jp>) で公表させていただきます。あらかじめご了承ください。

公表	167 件
非公表	374 件
合計	541 件

平成 28 年 4 月 1 日から 12 月 31 日までの寄附金は平成 29 年度の事業に活用させていただきます。

指定された事業	件数	寄附額 (円)
①まちの基盤整備及び自然並びに環境保全に関する事業	78	1,470,000
②安全・安心なまちづくりに関する事業	53	870,000
③子育て支援及び未来を担う子どもの教育環境並びに生涯教育等の充実に関する事業	169	2,841,000
④高齢者及び障がい者福祉の充実並びに健康に関する事業	62	1,250,000
⑤地域産業振興に関する事業	64	1,010,000
⑥歴史又は文化の継承に関する事業	28	320,000
⑦指定なし	47	1,270,000
合計	501	9,031,000

①まちの基盤整備及び自然並びに環境保全に関する事業
●道路維持管理に活用

寄附金 78 件
充当額 1,470,000 円

②安全・安心なまちづくりに関する事業
●防災無線の維持管理に活用

寄附金 53 件
充当額 870,000 円

③子育て支援及び未来を担う子どもの教育環境並びに生涯教育等の充実に関する事業
●乳児健診や中学校の部活動助成に活用

寄附金 169 件
充当額 2,841,000 円

④高齢者及び障がい者福祉の充実並びに健康に関する事業
●町民の健診事業費などに活用

寄附金 62 件
充当額 1,250,000 円

⑤地域産業振興に関する事業
●元気まつりなどの事業に活用

寄附金 64 件
充当額 1,010,000 円

⑥歴史又は文化の継承に関する事業
●指定文化財の保護などに活用

寄附金 28 件
充当額 320,000 円

⑦指定なし ●その他の公共事業に活用 寄附金充当額 47 件 1,270,000 円

ふるさと納税



13 の事業所等から 59 品の魅力ある返礼品が揃っています

鞍手町では、平成 28 年 9 月よりふるさと納税を一層推進するため、日本郵便グループと提携し、インターネットを活用した寄附の申込や魅力ある返礼品の開拓を行っています。

ふるさと納税 Q&A

ふるさと納税は、ふるさとへの思いや応援したい自治体への気持ちをカタチにすることができる制度です。詳しいことは役場政策推進課政策係へお尋ねください。

Q…ふるさと納税とは？

A…地方自治体に寄附をする制度です。

Q…ふるさと納税（寄附）をする自治体は選べるの？

A…自分が住んでいる町、自分の生まれ育ったふるさとに限らず、自由に選ぶことができます。また、寄附金の使い道を指定することもできます。

Q…寄附できる金額は決まっているの？

A…鞍手町では、10,000 円から寄附できます。ただし、税の控除を受けられる寄附額には上限があり、寄附者の年収や家族構成によって違いがあります（諸条件がありますが、例えば、30,000 円の寄附をした場合、28,000 円が控除されます）。詳しくは、役場税務住民課賦課係へお尋ねください。

Q…ふるさと納税をするとお礼の品物がもらえるというのですが？

A…寄附額に応じた返礼品メニューの中からご希望のものを選択することができます。

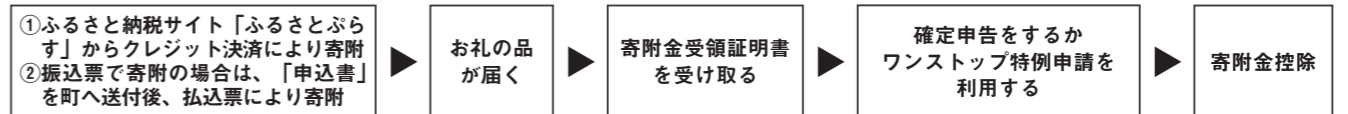
Q…寄附をするのって難しそうだけど…？

A…インターネットから簡単にクレジット決済で納付できます。また、役場で直接納付書により納めることもできます。

Q…税の控除を受けるための確定申告が面倒だけど…

A…本来、確定申告が不要な人（給与所得者等）は、ふるさと納税をする団体数が 1 年間で 5 自治体以下の場合、ワンストップ特例申請を活用できます。希望する場合は寄附先の自治体への申請が必要です。

ふるさと納税の流れ



※ ①の場合は、クレジットカード決済による寄附が可能で、簡単・便利です。

※ ②の場合は、申込書受理後、払込票を発行、その後入金確認後に返礼品を選択していただきますので、日数がかかります。

鞍手町ふるさと応援寄附の返礼品

鞍手町では、ふるさと納税の促進と返礼品等の送付を通じた地場産業の振興と魅力発信・PR等を進めるため、返礼品の提供事業者を募集します。

応募要件等

- 対象事業者 町内に事業所を有する法人、個人等
- 返礼品等 鞍手町の魅力発信やイメージアップ等につながる特産品等で、別に指定する価格区分により提供可能なもの
- 選定方法 町と委託契約により事業推進に協力をいただく株式会社郵便局物販サービスの選定基準に照らし町が選考します

説明会・相談会

- とき 平成 29 年 4 月 22 日（土）午後 1 時 30 分～
- ところ 総合福祉センター 多目的ホール

※当日は、現在返礼品提供事業者としてご協力いただいている事業者を対象に返礼品の開拓等の相談会も実施します

提供事業者を募集しています!!

「ふるさと納税」は、自治体に対する“寄附”です。

ふるさと納税は、寄附者が寄附金の使い道を指定できることが特徴で、寄附金額や所得金額に応じ、住民税や所得税の課税控除を受けることができます。

自治体によっては返礼品等を贈呈しており、寄附者にはメリットがあります。

◆返礼品等を提供いただく事業者の方にも次のようなメリットがあります

- ①返礼品等が鞍手町のホームページやふるさと納税ポータルサイトで紹介されるため、商品の販売促進やPRにつながります
- ②返礼品等の提供を通じて、鞍手町の魅力発信やPRを担う一員としてまちづくりに貢献できます

鞍手町ふるさと応援寄附制度



<https://furusatoplus.com/local/404021/>

■ 鞍手町役場 政策推進課政策係（受付時間は、平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）
TEL (0949) 42 局 2111 番 FAX (0949) 42 局 5693 番 E-mail furusato@town.kurate.lg.jp